

1 6 水質汚濁防止法

〔特定施設、有害物質使用特定施設等の設置の届出〕

法の趣旨	<p>1 工場・事業場からの排水及び地下浸透水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を図り、もって国民の健康を保護し、生活環境を保全する。</p> <p>2 工場・事業場からの排水により、人の健康に係る被害が生じた場合の、工場・事業場における損害賠償の責任について定めることで、被害者の保護を図る。</p>
届出の必要な行為	<p>1 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合</p> <p>2 工場又は事業場において有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合 (設置する60日前までに、知事等に届け出なければならない。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 特定施設とは？ 人の健康及び生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水等を排出する施設で、現在約100業種に係る施設が定められている。(水質汚濁防止法施行令別表第1)</p> </div>
届出が必要な区域	県内全域
受理権者	知事 政令市長(福島市、郡山市、いわき市)
基準等	<p>1 一律排水基準(第3条第1項) 排水基準を定める省令</p> <p>2 上乘せ排水基準(第3条第3項) (1) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 (2) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域内における全りん及び全窒素についてのみ)</p> <p>3 特定地下浸透水の浸透禁止(第12条の3)</p> <p>4 構造等に関する基準(第12条の4)</p>
担当機関	<p>県 各地方振興局 県民環境部(県民)環境課 (いわきを除く)</p> <p>政令市 福島市環境部環境課 郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター</p>
手続フローチャート	<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[届出者] -- 届出 --> B[担当機関] B -- 受理書 --> A </pre> </div>
備考	